

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	・地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	motiONE
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税寄附金税額控除に係る申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用の範囲）別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市企画財政部都市戦略局都市戦略課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター（宮崎市役所本庁舎3階）〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政部都市戦略局都市戦略課（宮崎市役所本庁舎3階）〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-44-2500

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第1項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年1月31日時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年1月31日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	課長 鳥濱 武志	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	宮崎市税務部納税管理課	宮崎市企画財政部企画政策課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	税務納税管理課	企画財政部企画政策課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月8日	I 関連情報 ③システムの名称	ふるさと納税管理システム	motiONE	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	宮崎市企画財政部企画政策課	宮崎市企画財政部都市戦略局都市戦略課	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月20日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	企画財政部企画政策課(宮崎市役所本庁舎3階)〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1711	企画財政部都市戦略局都市戦略課(宮崎市役所本庁舎3階)〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-44-2590	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	重要な変更事項でないため